

# 耐震改修(固定資産税の減額措置)

以下の要件をすべて満たしている場合、市区町村に申告することで  
固定資産税の減税を受けられる可能性があります。

- 耐震改修を行う家屋は、昭和57年(1982年)1月1日以前から所在している
- 予定している・実施した耐震改修は、現行の耐震基準を満たすものである
- 耐震改修にかかった費用は、50万円(税込)を超えている

すべての要件に当てはまる方は  
次項をチェック



# 耐震改修(固定資産税の減額措置)

## 具体的な減税要件

### 住宅

- ・ 当該家屋が昭和57年1月1日以前から所在していること
- ・ 併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること

### 工事

- ・ 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
- ・ 耐震改修工事費用が50万円(税込)を超えていること
- ・ 令和13年3月31日までに改修工事が終了していること

## 減税のために必要な書類

以下の書類を用意し、  
リフォーム完了日から3ヶ月以内に申告を行ってください。

ご用意する方	必要な書類
消費者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 固定資産税減額申告書</li><li>・ 耐震改修工事の内容を確認できる書類、領収書等</li><li>・ (交付がある場合)住宅性能評価書の写し</li><li>・ (補助金等を受けている場合)補助金等の額が明らかな書類</li></ul>
建築士等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 増改築等工事証明書</li><li>・ 住宅耐震改修証明書</li><li>・ 住宅性能評価書</li></ul>
リフォーム会社	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事請負契約書の写し</li></ul>

※増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書、住宅性能評価書はいずれかをご用意ください。住宅耐震改修証明書は、地方公共団体の長が発行できます。住宅性能評価書は、登録住宅性能評価機関が発行できます。

## その他ご留意事項



手続きの手順や必要書類は市区町村ごとに異なる場合がございます。申告の際には、必ず市区町村のHP等もご確認ください。



増改築等工事証明書、住宅耐震改修証明書又は住宅性能評価書の発行手続きや詳細は、発行依頼先の建築士等や市区町村にご確認ください。



本制度が適用された場合、翌年分の固定資産税が2分の1減額されます。  
※

※特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間2分の1に軽減、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度3分の1、翌々年度2分の1に軽減。